

受診期限は2月末日まで

### 子宮頸がん・乳がん施設検診の受診期限が間近です

●問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

検診受診期限は2月末日まで(各施設の休診日を除く)です。早めの受診をお願いします。

なお、令和2年度分の検診申し込みは終了しています。

また、クーポン券の対象者には令和2年8月上旬に通知を送付しています。使用期限を過ぎると全額自己負担となります。

クーポン券を紛失した場合、再発行が必要です。詳しくは、お尋ねください。

### 医療機関以外で検診を希望する場合

検診申込者およびクーポン対象者のうち、委託医療機関以外で検診をご希望の場合は、検診料金をいったん全額自己負担し、後日、健康づくり推進課へ申請手続きをすることで助成を受けられます。助成対象条件や必要書類については、お尋ねください。

この場合、必ず検診(医療)機関の受付時に「**自費での検診を希望(後日市へ助成申請する)**」とお伝えください。

65歳以上の人へ

### 障害者控除対象者認定書を交付します

●問い合わせ先 高齢者支援課 介護保険班 ☎(248)1102

要介護認定を受け一定の基準に当てはまると市が認定した65歳以上の人に、確定申告で所得税・住民税の障害者控除を受けることができる障害者控除対象者認定書を交付します。

※障害者手帳をお持ちの方は、認定書の交付を受ける必要はありません。

また、障がい者としてのサービスが受けられる証明書ではありません。  
▼必要書類 ①申請書、②委任状または

は対象者の介護被保険者証(原本)、③申請者の本人確認書類(運転免許証など)、④申請者の印鑑

※市外で要介護認定を受けている場合は同意書の提出も必要になります。詳しくはお尋ねください。

### ▼受付窓口

高齢者支援課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、泉ヶ丘支所、須屋支所

忘れずに申告しましょう

### 土地・家屋の利用に変更があったときはお知らせを

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

家屋の増築や解体、隣接した土地を購入したなど住宅用地の使用状況が変わったときは、固定資産税の見直しが必要な場合がありますので申告書の提出をお願いします。

### ▼申告が必要な変更

- ・住宅を新築した(家屋評価の際に記入いただいています)
- ・住宅用地を取得した
- ・建物の用途を変更した
- (例)事務所→住宅
- ・住宅用地の用途を変更した
- (例)敷地の一部を貸駐車場にした
- ・住宅用地の建物を増築した
- ・住居戸数に変更が生じた
- (例)敷地内に新たな住宅を建築した
- ・住宅用地の敷地面積に変更が生じた
- (例)隣地取得により敷地を拡張した
- ・住宅用地内の建物の一部または全部を取り壊した

### ▼申告期限 2月1日(月)

※申告書は税務課窓口にあります。市ホームページにある申請書ダウンロードのページから住宅用地と検索してください。



申告書の提出はお済みですか

### 償却資産の申告は2月1日(月)まで

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

償却資産とは、固定資産税の課税対象の一つです。会社や個人で工場・商店・農業などを経営している人や、駐車場・アパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有している構築物や機械、器具、備品などのことです。

### 軽減措置があります

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などは、令和3年度課税の1年分に限り固定資産税の償却資産と事業用家屋が減額されます。軽減を受けるためには、2月1日(月)までに申告が必要です。詳しくは、市ホームページもしくは申告書の同封文書をご覧ください。

1月1日現在の所有状況を償却資産の所在する市町村長に申告しなければなりません。

申告した資産の合計課税標準額が、150万円以上の人のみ課税されます。申告書類は昨年12月に送付しています。新たに事業を始めた場合など、必要な人は、ご連絡ください。



申告について



コロナ減額について

業種	償却資産の例
各業種共通	パソコン、コピー機、電話機、テレビ、エアコン、応接セット、駐車場・構内の舗装路面など
農・畜産業	ビニールハウス、水田ハロー、管理機、乗用装置のない農耕用耕作機械など
不動産・賃貸業	外構工事、庭園工事、受変電設備、屋外に敷設されたガス・上下水道埋設管、ゴミ置場など
製造業	外構工事、フェンス、街灯、庭園工事、緑化施設、製造用設備・機械、受変電設備など
建設業	ブルドーザーなどの大型特殊自動車(小型特殊自動車などの軽自動車税の対象は除く)、プレス機など
卸売・小売業	陳列台、ショーケース、レジスター、冷凍・冷蔵設備、店内放送設備、自動販売機など
飲食業	家具、厨房用品、冷凍冷蔵庫、照明設備、ガスレンジ、カラオケ機器など
理容・美容業	理容・美容器具、椅子、洗面設備、パーマ器、ドライヤー、消毒殺菌機など
医(歯)業	レントゲン装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ、給食用厨房器具など